



中国商標法 第3回改正の要点について

北京林達劉グループ

北京林達劉知識産権代理事務所

代表取締役 弁護士・弁理士 魏 啓学

www.lindaliugroup.com

linda@lindapatent.com

2013年10月



目次

I . 2012年中国商標登録出願及び商標案件
審理の概要紹介

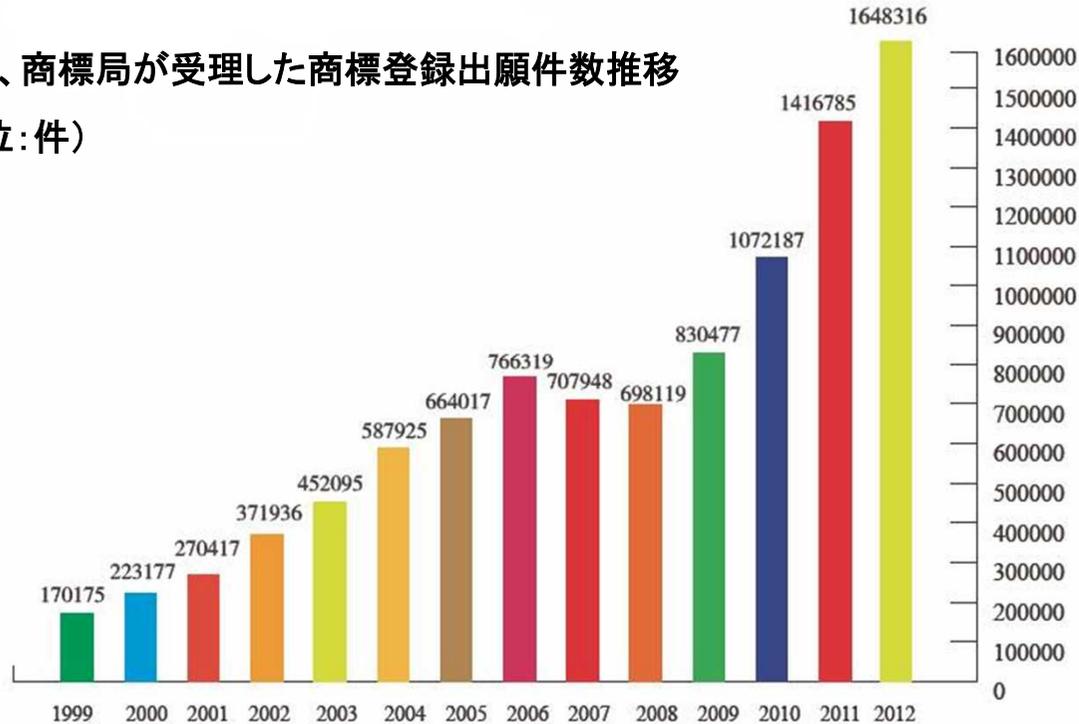
II . 中国商標法の改正要点

III . 商標権保護の対策



I. 中国商標登録出願及び商標案件審理の概要紹介

近年、商標局が受理した商標登録出願件数推移
(単位:件)

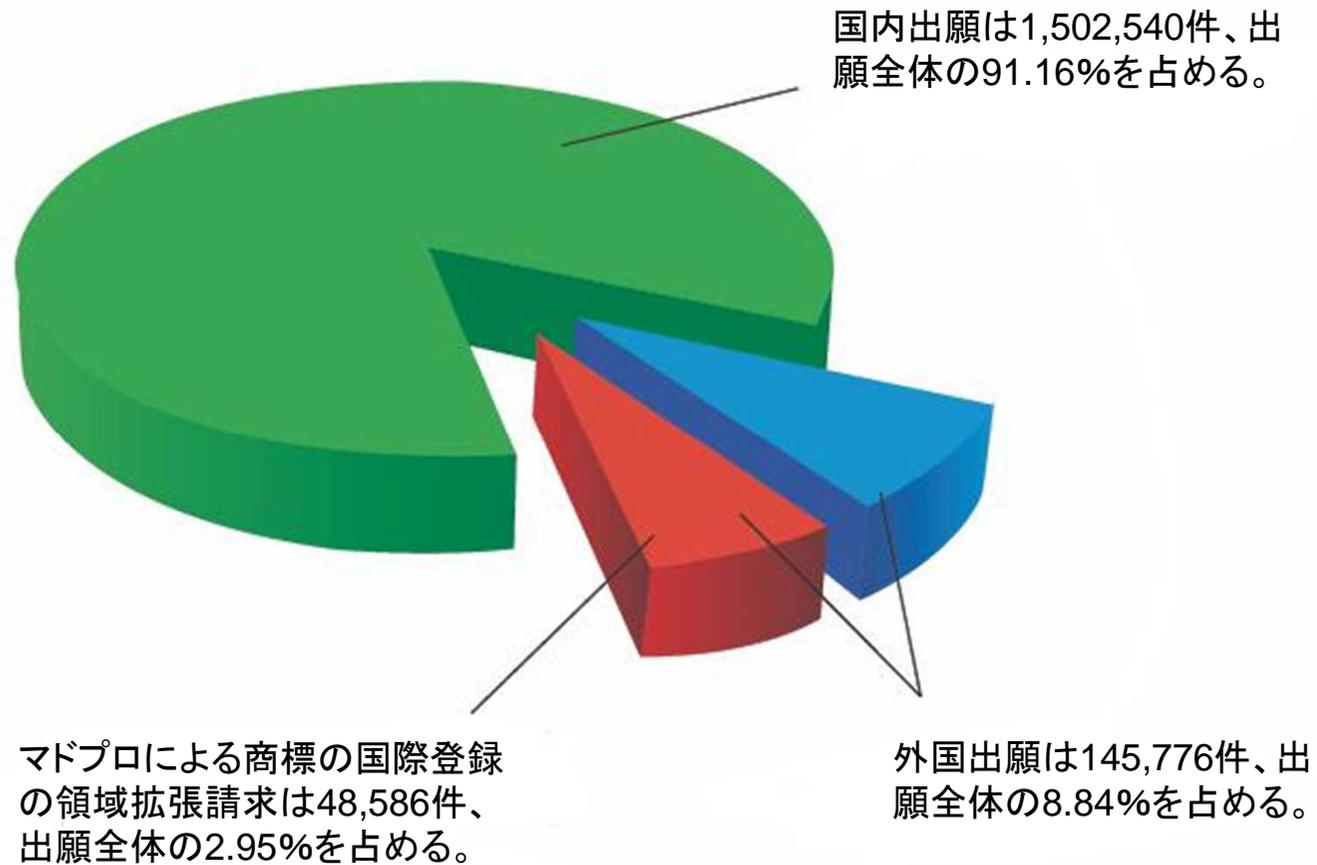


➤ 日本出願人による中国商標出願の件数推移

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
商標出願件数 (件)	4,123	7,883	9,573	11,945	11,876	12,305	10,916	14,090	13,340	20,021	22,866	24,676



➤ 2012年中国商標出願の分布図





2012年外国商標の出願件数トップ10

ランキング	2012年商標出願	
	国名	出願合計件数
1	アメリカ	24,751
2	日本	24,676
3	韓国	6,114
4	イギリス	5,680
5	ドイツ	4,395
6	フランス	3,599
7	イギリス領ヴァージン諸島	2,758
8	イタリア	2,609
9	オーストラリア	2,130
10	シンガポール	1,836



商標審査及び案件審理情況

- 2012年に受理された商標登録出願の件数が164.8万件
- 審査された商標登録出願の件数が122.7万件（審査期間：10ヵ月）
- 裁定された商標異議申立案件が7.3万件（審査期間：18ヵ月）
- 審理された商標審判案件が5.25万件（10～24ヵ月）
- 累積出願件数が1,136万件
- 累積登録件数が765.6万件
- 2012年末までに、有効な登録商標が640万件



★2007-2012年異議裁定及び成立の状況について

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
裁定案件総数	8,643	10,993	29,020	32,447	56,546	73,137
成立の件数	1,248	1,653	2,947	4,367	7,147	6,254
成立の比例(%)	14.44	15.04	11.78	13.46	12.64	8.99
部分成立の件数	303	416	997	1,451	2,523	2,023
部分成立の比例(%)	3.51	3.78	3.98	4.47	4.46	2.76
成立及び部分成立の 比例(%)	<u>17.95</u>	<u>18.82</u>	<u>15.76</u>	<u>17.93</u>	<u>17.1</u>	<u>11.31</u>



Ⅱ. 中国商標法第3回改正の要点

- 商標法改正の過程
- 商標出願人の便宜を図るための改正
- 公平競争による市場秩序を維持するための改正
- 商標専用権の保護を強化するための改正
- まとめ



商標法改正の過程

- 中国『商標法』が1983年3月1日より実施された。
- 1993年、2001年に第2回法改正が行われた。
- 2003年に第3回の『商標法』改正作業をスタートした。
- 2009年に国家工商行政管理総局は、2009年に『商標法(改正案)』を国務院法制局に提出し、審議が行われた。
- 2011年9月に国務院法制局は、『商標法(改正案)』を社会に向けて広く意見を募集した。
- 2012年10月に全国人民代表大会常務委員会は、1回目の審議を行った後、改正内容を公開し、再度意見を募集した。
- 2013年6月、8月に全国人民代表大会常務委員会は、それぞれ、2回の審議を行い、「改正案」がようやく採択された。
- 2014年5月1日より実施される予定である。



商標出願人の便宜を図るための改正

1. 音声商標の導入(第8条)

商標として登録を受けることができる種類が新設された。音声は、商標として登録を受けることが可能になった。

改正の背景と目的: 市場ニーズがあり、国際商標制度とマッチングする。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

- (1) 音声標識を商標として出願する場合、音声見本を提出して、且つ願書において声明しなければならない。
- (2) 五線譜又は数字譜で説明し、且つ文字による説明も付加しなければならない。
- (3) 五線譜又は数字譜で説明できない場合、文字による説明しなければならない。
- (4) 商標の説明が、音声見本と一致しなければならない。



商標出願人の便宜を図るための改正

2. 一出願多区分制度の導入(第22条)

商標登録出願人は、一つの申請において多数の区分について同一の商標出願をすることができることになった。

改正の背景と目的: 出願人の便宜を図り、マドリッド出願システムとマッチングする。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

- (1) 分割制度の導入: 異なる商品、異なる区分において分割商標出願書を提出し、且つ分割費用を納付して、分割後の出願は、元の出願の出願日を留保する。
- (2) 分割に適用する手続き: 部分的拒絶査定、部分的異議申立、譲渡、移転、拒絶不服審判の部分的成立、部分的無効。



商標出願人の便宜を図るための改正

3. 電子出願の導入(第22条)

電子データにて出願することを許可し、電子出願の法的地位を確立した。(電子出願は、2012年出願件数の60.2%を占めた。)

改正の背景と目的: 現代的な手段を普及する。

商標行政主管機関の基礎施設の条件を備えた。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

(1)「電子データ方式」とは、インターネットを通して、商標登録機関より規定された電子ファイルで、商標登録出願などの関連書類を提出することである。

(2)当事者が商標局又は商標審判委員会に書類又は資料を提出する日付は、電子データで提出する場合、商標局又は商標審判委員会が電子出願を受け取った日を提出日とする。

(3)商標局又は商標審判委員会がインターネットの電子データにて書類を送達する場合、当事者より反対証拠を提出する情況を除き、当該書類が発送された日を送達日とみなされる。



商標出願人の便宜を図るための改正

4. 審査手続きを改善し、審査改正手続きを増加した(第29条)

審査過程において、商標局が商標登録出願内容について説明又は補正する必要があると判断した場合、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人の意見を聴取する制度を導入した。

改正の背景と目的: 出願人の便宜を図り、盲目的な拒絶査定割合を下げる。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

商標登録又は他の商標関連手続きが、説明又は補正する必要がある場合、出願人は、商標局の通知書を受領した日から15日間以内に説明又は補正しなければならない。



商標出願人の便宜を図るための改正

5. 審査期限の規定(第28条、第34条、第35条、第44条、第45条、第49条、第54条)

初めて、商標審査及び商標案件の審理期限が明確に規定され、且つ部分案件において案件審理を中止する規定も設けられた。

- (1) 商標登録出願: 9ヵ月
- (2) 拒絶不服審判: 9ヵ月(特殊な状況で3ヵ月延長可能)
- (3) 異議申立と異議審判: 12ヵ月(特殊な状況で6ヵ月延長可能)
- (4) 無効: 9ヵ月又は12ヵ月(特殊な状況で3ヵ月又は6ヵ月延長可能)
- (5) 通用名称又は三年不使用取消審判: 9ヵ月(特殊な状況で3ヵ月延長可能)



商標出願人の便宜を図るための改正

5. 審査期限の規定(第28条、第34条、第35条、第44条、第45条、第49条、第54条)

(6) 取消不服審判: 9ヵ月(特殊な状況で3ヵ月延長可能)

(7) 商標法には上述の手続きについて、審査期限の規定が追加されたが、商標登録出願・拒絶不服審判・異議申立・無効(絶対理由)、取消審判・取消不服審判について中止状況が規定されず、異議審判・無効(相対理由)のみについて案件の審査を中止する規定が設けられた。

改正の背景と目的: 法律上において、商標行政主管機関の仕事の効率を高めさせる。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

審理期限には含まない状況: 公告送達、補正又は説明、再びの証拠調べ、同日出願の場合で使用証拠の提出とくじ引き、改めて答弁の通知、先行権利の権利確定にかかわる案件の審理結果、双方の請求に基づく案件の和解を待つ期間。



商標出願人の便宜を図るための改正

6. 異議申立制度に対する改正(第33条、第34条)

(1) 異議申立人の主体資格及び異議申立理由に一定の制限が課されることになった。

① 先行権利者、利害関係者は、下記の理由で異議を申し立てることができる。

第13条2項、3項: 馳名商標の権利を侵害

第15条: 代理関係、提携関係など

第16条1項: 地理的表示

第30条: 先行商標と同一又は類似

第31条: 同日で同一又は類似商標を出願

第32条: 他人の先行権利を侵害できない、又は他人より先に使用し、且つ一定の影響がある商標を先取りして出願することができない

② 何人でも、下記の理由で異議を申し立てることができる。

第10条: 使用・登録の禁止条項

第11条: 識別力欠如

第12条: 立体標章が識別力欠如



商標出願人の便宜を図るための改正

6. 異議申立制度に対する改正(第33条、第34条)

(2) 登録が許可されなかった被異議申立商標に対して、被異議申立人が不服とし、商標審判委員会に不服審判を請求することができる。商標審判委員会の決定に対しても不服がある場合、人民裁判所に提訴できる。

(3) 登録が許可された被異議申立商標に対して、直接商標登録証を交付し、且つ公告する。異議申立人が不服とする場合、無効宣告を請求することができる。

改正の背景と目的: 悪意による異議申立を制止する。異議手続きを簡素化し、案件の審査期限を短縮させる。



商標出願人の便宜を図るための改正

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

(1) 異議申立案件の受理要件

- 『商標異議申立申請書』
- 被異議申立商標の予備的査定公告の写し
- 異議申立人の主体資格証明
- 異議申立人が先行権利者又は利害関係者である証明
- 異議申立理由及び事実と法律根拠、且つ証拠資料を添付する



商標出願人の便宜を図るための改正

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

(2) 異議申立案件が受理されない情況

- 異議申立人の主体資格が『商標法』第33条の規定に合致しない;
- 法定期限内に提出されない;
- 『商標法』第33条の案件受理範囲に属しない;
- 明確な異議申立理由及び事実と法律根拠がない;
- 同一異議申立人は、同一の理由及び事実と法律根拠をもって、同一商標に対して重複に異議申立を提出する;
- その他の受理条件に合致しない。



公平競争による市場秩序を維持するための改正

7. 馳名商標認定の原則(第13条)

「個別認定、受動認定」の原則を明らかにした。

8. 馳名商標認定の手続きと機関(第14条)

商標登録の審査、商標紛争の処理過程、商標権侵害事件の取締り、及び商標民事、行政案件の審理において、当事者が馳名商標の権利を主張した場合、商標局、商標審判委員会、及び最高裁判所によって指定された裁判所は、商標の馳名状況について認定を行うことができる。

9. 馳名商標の宣伝への禁止(第14条、第53条)

関連規定に違反する場合、罰金が課される。(10万人民元、約160万円)

改正の背景と目的: 馳名商標を企業の名誉称号とする誤解を是正する。不正手段で馳名商標の認定を求める現象を制止し、拡大保護の本質が正常な市場経済秩序を守るところにある。



公平競争による市場秩序を維持するための改正

10. 悪意による冒認出願対策の強化(第15条)

「業務提携又は他の関係によって、他人の商標が先に使用されていることを明らかに知った上での冒認出願を禁止する」という規定が追加された。

改正の背景と目的: 悪意による他人商標を先取り出願することを制止する。法律上の代理関係を正式的に形成せず、且つ他人商標の存在を明らかに知った上で、故意に先取り出願をする状況を解決する。

11. 商標と企業商号の抵触(第58条)

「他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称に商号として使用し、公衆を誤認させる」行為は、不正競争に該当すると規定した。

『中華人民共和国不正競争防止法』に基づき、処理することも明確化された。

改正の背景と目的: 商標を商号として使用する問題を解決させる。一方、商号を商標として登録出願する問題は、『商標法』第31条(改正案第32条)に基づき権利を主張すべきである。



公平競争による市場秩序を維持するための改正

12. 先使用主義への適当な配慮(第59条)

他人が同一又は類似の商品について、商標権者より、先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、且つ一定の影響力を有するようになった場合、登録商標の権利者は、当該使用人の元の使用範囲における当該商標の使用を禁止する権利を有しない。先に大量に使用したが、登録出願していない商標が、元の使用範囲内で継続的に使用することができる権利を与えた。

改正の背景と目的: 中国市場における大量の未登録商標の実際の使用状況を考慮して、客観現実を尊重する目的に基づき、善意の使用人に継続的に使用する権利を与える。

公平競争による市場秩序を維持するための改正

13. 商標代理機構への管理を強化した(第19条、第68条)

商標代理機構は、秘密保持の義務、告知義務、他人商標を冒認出願する義務を引き受けてはいけない、及び代理業務の商標以外その他の商標を登録出願してはならない義務を負う。また、違法行為がある商標代理機構に対して、期間を定め是正を命じると同時に、警告を与え、情状が深刻な場合、その代理する商標業務の受理を停止し、且つ公告する。

改正の背景と目的: 現在、中国が商標代理人に対する管理制度が緩やかになり、既に8700社以上の商標代理機構に達した。その中、一部の規範に合致しない行為、更には依頼人の利益を損う行為も現れた。この状況を改善するために、代理機構の管理を強化する。



商標専用権を保護するための改正

14. 新たな商標権侵害行為の規定(第57条)

直接には他人の商標専用権を侵害する行為を実施していないが、他人の商標権を侵害する行為に参加、協力している企業又は個人に相応の責任を負わさせることが明確に規定された。

即ち、他人の登録商標の専用権を侵害する行為のために、故意に便宜条件を提供し、他人の商標権侵害の実施を協力している場合は、商標権侵害に該当する。

改正の背景と目的: 経済の発展に伴って、一部の新しい権利侵害方式が現れた。インターネット、代理購入などの方式で権利侵害商品を販売することなどが挙げられる。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

他人に貯蔵、輸送、郵送、隠匿、経営場所又はインターネットサービスを提供する行為は、上述の「便宜条件の提供」に該当する。



商標専用権を保護するための改正

15. 商標権侵害の再犯への処罰の強化(第60条)

「5年以内に商標権侵害に当たる行為が2回以上あるか、又はその他の深刻な情状がある場合には、厳罰に処する。」

改正の背景と目的: 情状が深刻な場合の処罰基準を定める。

☆「商標法実施条例(検討稿)」追加可能の内容:

次に掲げる情状のいずれかに該当するときは、『商標法』第60条に定められた5年以内に2回以上実施した商標権侵害行為に該当する。

(1) 同一主体は、5年以内に行政機関又は司法機関に2回以上の商標権侵害行為を実施したと認定されるとき

(2) 行政機関又は司法機関に認定されていないが、権利者は同一主体が2回以上の商標権侵害行為を実施したことを十分な証拠で証明でき、かつ審査により事実であると判明したとき



商標専用権を保護するための改正

16. 懲罰性の賠償規定の新設(第63条)

悪意により商標権を侵害し、情状が深刻な場合には、権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、又は登録商標の使用許諾費用の1倍以上3倍以下の範囲で賠償額を確定することができる。

上述3つの根拠によって賠償額を確定することが困難な場合には、裁判所は適宜に法定賠償額を決定することができる。法定賠償額の上限が50万元から300万元まで引き上げた。

改正の背景と目的: 権利侵害のコストを引き上げ、処罰を強化する。



商標専用権を保護するための改正

17. 商標権者の賠償要求時における使用義務の規定(第64条)

「侵害を訴えられた当事者が、登録商標専用権者が登録商標を使用していないという抗弁を主張した場合、裁判所は、登録商標の専用権者にその前3年間に於ける登録商標の実際使用証拠の提出を要求することができる。

使用証拠を提出できない、又は侵害行為によりその他の損失を被ったことを証明できない場合には、侵害を訴えられた当事者は賠償の責任を負わない。

改正の背景と目的: 実際に存在している損失賠償問題を解決する。

また、一部の人が商標を登録出願したが、使用せずに、行政摘発などの実施を通じて利益を求め、改正により、このような行為を阻止する。



まとめ

1. 有利な変化点

(1) 一出願多区分の便利性

(備考:2013年10月1日より、1商標1区分の出願のオフィシャルフィーが、CNY1,000からCNY800に調整された。一出願多区分制度を導入した後、出願費用が大幅に減少される可能性が低いが、出願区分の多少によって、適当に更に調整する可能性がある。)

(2) 審査期限の規定は、審査スピードの加速に有利である。

(3) 審査意見書は、出願人に意見を陳述する機会を与える。

(4) 更新申請は、期間満了前12カ月以内に行うことができるようになった。これは、企業が広告宣伝の過程中、有効な証明を提供するのに有利である。

(5) 先行使用権に対する適度の考慮は、先行使用権の継続に有利である。



まとめ

1. 有利な変化

- (6) 代理機構に関する制限規定は、ある程度、悪意による先取り出願を抑制することができる。
- (7) 権利侵害行為に対する罰則の強化は、ある程度、権利侵害行為を抑制することができる。

2. 留意点

- (1) 異議申立手続きと理由の変化(ダミー名義による異議申立に影響を与える)
- (2) 馳名商標が製造経営及び広告宣伝などのビジネス活動において使用できないという禁止条項
- (3) 登録商標の使用義務



Ⅲ. 商標権保護の対策

- 早急に登録出願し、適当に保護を拡大すること
- 有効な使用証拠を保留すること
- 法定の手続きを利用すること
- 他の先行権利の排他性



早急に登録出願すること

- 中国へ進入する前に、先ず使用する商標を登録出願すべきである。
- 中国消費者に識別されやすいように、外国語商標に対応する中国語案を確定する。
- 中国国外で使用されている商標が、将来中国へ進入する可能性があれば、早急に登録出願すべきである。
- 他人の冒認出願を防ぐために、使用していない商標は、登録出願する前に、商品推薦会、展覧会、広告又はメディアを通して宣伝しない。



新規出願により、適当に保護を拡大すること

- 保護範囲の確定: 同区分の拡大と異なる区分の拡大が含まれる。商品の原材料、部品・附属品、セットにして使用する関連商品や、商品のアフターサービスに関する役務項目を、同時に出願すべきである。
- 例1: 主に第25類の被服を製造する企業は、第25類における登録出願を除いて、以下の区分の商品及び役務項目における出願も考慮すべきである。
 - 18類: 箱、かばん類
 - 26類: 飾り用レース、ボタン、スライドファスナー、衣服用装飾品など
 - 37類: 衣服の修繕、衣服の手入れ、被服の洗濯など
 - 40類: 被服の加工
 - 42類: 服飾デザインの考案
- 例2: 主に第12類の自動車を製造する企業は、第12類における登録出願を除いて、以下の区分の商品及び役務項目における出願も考慮すべきである。
 - 4類: 潤滑油、燃料
 - 7類: 気化器用フィーダ、オイル節約器、自動車エンジン点火プラグなど
 - 9類: 乗物用ラジオ受信機、ナビゲーション装置、信号灯、乗物故障警告用標識
 - 37類: 陸上の乗物の修理、タイヤの修理又は保守

有効な使用証拠を保留すること

- 地域性：中国国内の使用証拠を主体とし、中国国外の登録、使用証拠を補助とする。
- 時間性：訴えられた側の商標出願日の前の有効証拠を収集、保留すべきである。
- 明示性：往来書簡及び取引書類には商標、商品の数量、取引の持続期間などを明記するべきである。
- 公開性：業界の展覧会、商品の展示会、記者会見などの行事に関する出展証明及びメディア宣伝、広告などの証拠を保留する。
- 直接的な証拠と間接的な証拠のチェーンを形成する。



法定の手続きを利用すること

- 商標の出願(164万件)
- 商標の拒絶不服審判(審査122.7万件、その中、拒絶査定228,715件、部分的拒絶査定180,501件、33.35%を占める)
- 商標異議申立(初歩査定公告817,933件、異議申立られたのが36,331件、約4%を占める)
- 商標審判案件(拒絶不服審判・異議申立不服審判・無効審判・不使用取消再審合計88,440件)
- 三年不使用取消審判請求された商標(8,769件)
- 商標権侵害・模倣品取り締まり案件(12.04万件)

先行権利の排他性

- 商標権：商標自体の独創性、知名度及び商品又は役務の関連性などの要素を考慮して、区分表に定められた商品の類似関係を突破する。

例：



（被異議申立商標）

指定役務：ホテルの事業の管理、ホテルの管理（第35類）



（異議申立人の引用商標）

指定役務：ホテル、レストラン、飲食店及び関連サービス（第42類）



先行権利の排他性

- 先使用による商標権：中国国内で先に使用し、且つ一定の影響力がある商標の排他性は、商標が同一又は類似し、商品が同一又は類似することに限る。（第32条後半）
- 商標法改正案は、先に使用された商標に対して、元の使用範囲における継続使用権が付与される。（第59条）



他の先行権利

- 商号権：保護範囲は、原則上提供された商品又は役務と同一又は類似するものに限る。現在の傾向：
事例から見れば、保護範囲が拡大される見込みである。

賽科薬業公司

セイコーホールディングス株式会社

赛科医疗

精工



他の先行権利

- 意匠権: 意匠特許の出願日が、係争商標の出願日より早い。



他の先行権利

- 著作権：先行登録、先行創作、又は先行公開発表された。



(被異議申立商標)



(異議申立人の商標及び作品)



(被異議申立商標) (異議申立人の商標及び作品)

他の先行権利

- 氏名権: 商標が権利者の氏名と同一する、又は他人の氏名権に損害をもたらす可能性があることを前提とする。



三宅一生



ご清聴ありがとうございます！

linda@lindapatent.com